

製品安全データシート

製造者情報

会 社 株式会社 セハージャパン
 住 所 〒110-0016
 東京都台東区台東1-32-8
 担 当 部 門 営業企画
 T E L 03-3839-7531
 F A X 03-3839-7532
 緊急連絡先 同上

改定：平成21年 12月 17日

整理番号【009】

【製品名（化学名、商品名等）】：セハーシア塩素酸Na

【物質の特定】

単一製品・混合物の区分：単一製品

化学名：次亜塩素酸ナトリウム
 成分及び含有量：製品名セハーシア塩素酸Na 5Kg 有効塩素 6%
 製品名セハーシア塩素酸Na 20Kg 有効塩素 12%
 化学式又は構造式：NaClO
 官報公示整理番号：（化審法）1-237
 CAS No.：7681-52-9
 国連分類及び国連番号：1791
 IMDG (P. 8186) クラス8等級 III
 ICAO/IATAクラス8等級 III PAT819
 Y819 CAO821

【危険・有害性の分類】

分類の名称：酸化性物質 腐食性物質

危険性：常温でも徐々に分解して酸素を放出し、酸化作用のある酸と接触すると分解して塩素ガスを発生する。
 金属類、天然繊維類の殆どのものを腐食する。

有害性：腐食性は苛性ソーダに匹敵し、酸性溶液にあえば次亜塩素酸を遊離して皮膚、粘膜を刺激するが、体温によって急激に不活性化されるので、吸収による全身中毒は殆ど起こらない。

眼にはいった場合は強い刺激を与え、すぐに洗い流さないと角膜が侵される。

長期にわたって皮膚に接触すると刺激により皮膚炎、湿疹を起こす。

ミストを吸入すると気道粘膜を刺激し、しわがれ声、咽喉部の灼熱感、頭痛、激しい咳、肺浮腫を生ずる。

誤って飲み込んだ場合、口腔、食道、胃部の灼熱、疼痛、まれには食道、胃に穿孔を生ずることもある。

環境影響：水中で徐々に分解するが、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律で有害物質のC類物質に指定されている。

【応急措置】

眼に入った場合

直ちに清浄な水で15分間以上洗眼した後、医師の診断を受ける。この場合、清浄な微温湯があれば疼痛を軽減する点で冷水洗浄より効果がある。

皮膚に付着した場合

直ちに大量の水で洗い流す。

吸引した場合	塩素ガスを吸い込んだ場合には次の処置を行う。 咳が出る程度の時は、新鮮な空気の風通しのよい場所で休憩する。 重傷の場合は直ちに医師の手当を受ける。 塩素ガスで眼に刺激を受けたときは、直ちに清浄な水で15分間以上洗眼し、状況に応じて医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	大量の水又は牛乳か生卵を飲んだ後吐き出し、直ちに医師の診断を受ける。
【火災時の措置】 消火方法 消火剤 その他	このもの自身は不燃性。但し、可燃物と共に燃焼した場合は水で消火する。不燃性にて該当せず。 周辺火災の場合には、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器、周辺を大量の水で冷却する。
【漏出時の措置】 環境保護対策 漏出物の処理	大量にこぼれた場合は、周辺を立入禁止とし、回収に努め、人家、還元剤、可燃物の無い場所へ移す。 出来る限り容器に回収する。回収不能分については中和分解、還元剤による処理を行うか、又は大量の水で洗い流す。酸による中和は塩素ガスを発生するので、その防護対策を講じて行う必要あり。
【取扱い及び保管上の注意】 取扱い 保管	移液の際は、分解又は液漏れ等が起こらないよう、設備をよく点検した後行う。また、容器のバルブやコックには部外者が触れないように表示をする。 作業中に温度の上昇、PHの低下、重金属の混入があると酸素又は塩素を放出するので要注意。 誤って酸と混合した場合は、直ちに苛性ソーダ、消石灰等のアルカリを添加する。 発生した塩素ガスは周辺に拡散する恐れがある場合は、関係者に連絡すると共に、風上に避難、誘導等の措置を講ずる。
【暴露防止装置】 設備対策 保護具	取り扱い場所には、局所及び全体排気装置、手洗い、洗眼設備を設置する。 呼吸用保護具：酸性ガス用防毒マスクを着用 保護眼鏡：ゴーグル型のものを着用 保護手袋：ゴム手袋着用 保護衣：長袖長ズボン、ゴム長靴、ゴム衣着用
【物理／化学的性質】 外観 臭気 比重 溶解性	無色又は淡緑黄色の透明な液体 強い塩素臭あり 1.05～1.20(20) 水に任意の割合で混合

<p>【危険性情報 (安定性・反応性)】</p> <p>引火点 発火点 爆発範囲 可燃性 発火性 酸化性 自己反応・爆発性 安定性・反応性</p>	<p>なし なし なし なし なし あり なし 空気、熱、光、金属などに極めて不安定で、放置すると徐々に塩素を失う。</p>
<p>【有害性情報】</p> <p>急性毒性 亜急性毒性</p>	<p>マウス 経口 LD50 12mg/kg 幼 児 経口致死量 15～30ml (5%溶液) F-344 ラットに飲料水として投与した場合、2週間の投与で0.25%以上の濃度群において、また13週間の投与では0.2%以上で、著しい体重抑制が見られた。 注) LD50 (50% Lethal Dose) : 供試動物が50%致死する体重1kg当たりの投与量</p>
<p>【環境影響情報】</p> <p>分解性 魚毒性</p>	<p>水中で徐々に分解する。 水生生物に有毒 アメリカヤナギバエ 96時間 LC50 = 59ml/L 小エビ 96時間 LC50 = 52.0ml/L 注) LC50 (50% Lethal Concentration) : 供試動物の棲息する水中に投与した場合、供試動物が50%致死する濃度</p>
<p>【廃棄上の注意】</p>	<p>使用済み容器を廃棄する場合は、内容物を十分に排出した後洗浄し廃棄する。 廃液及びマッドは必ず完全な塩素ガス吸収装置のついた密閉容器中で中和分解処理後、廃棄する。廃棄の際は「廃棄物処理法」「水質汚濁防止法」等関係法令を遵守する。</p>
<p>【輸送上の注意】</p>	<p>取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、 包装容器が破損するような強い衝撃を与えないこと。 分解しやすいので、遠距離輸送はなるべく避ける。 直射日光下の輸送は、温度上昇によって分解が促進されるので避ける。 他の物質と容器を共用しないこと。また、酸類との混載は避ける。 小型容器で輸送する場合、栓 (ガス抜き栓) のある部分を上にして積載する。</p>

<p>【適用法令】 労働安全衛生法 船舶安全法 航空法 港則法 危規則 海上汚染及び海上災害の防止に関する法律 政令別表第1 食品衛生法 食品、添加物等の規格基準の一部改正について 昭和46年11月8日 廃棄物処理法</p>	<p>施行令別表1 危険物（酸化性のもの） 別表第3（腐食性物質） 施行規則第194条 告示別表第11（腐食性物質 Q一等級3） 施行規則第12条危険物（腐食性物質） 第3条 告示別表第3腐食性物質（R-上・下/上等級3） 有害性物質 C類物質（15重量パーセント以下）</p> <p>施行規則第3条 健康を害う虞のない化学品合成物（別表第2） 厚生省 環食化第287号 「ごま」に使用することの禁止</p> <p>廃アルカリ 注)労働安全衛生法施行令 別表第1 危険物 酸化性の物 ただし固形のみ</p>
---	--

<p>【その他】</p>	<p>記載内容の問い合わせ先 会 社 株式会社 セハージャパン 住 所 東京都台東区台東1-32-8 T E L 03-3839-7531 F A X 03-3839-7532</p>
<p>【引用文献】</p>	<p>(1) (社)日本化学工業協会の製品安全データシート作成指針による分類基準 1 爆発性物質 2 高圧ガス : 11 その他の有害物質 (2) 日本化学会編 「化学防災指針7」 丸善 (1980) (3) 日本ソーダ工業会編 「安全衛生手帳 1992」 (4) 東京連合防火協会編 「危険物データブック」 丸善 (1988) (5) 日本ソーダ工業会編 「次亜塩素酸ソーダ輸送設備取扱いマニュアル」 (1990) (6) 吉川ら、衛生試験所報告 98, 62 (1980) (7) ギュンダー・ホンメル編 新居六郎訳 「危険物ハンドブック」 シュプリングラー・フェアラー東京 (株) (1991)</p>
<p>【注意】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。 ・ 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。 ・ 注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。 ・ すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。